

ベトナムにおける特許規則の改正



ナガトアンドパートナーズ

岡田 貴子
弁理士
パートナー

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

ベトナムにおいて、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN（以下、「2016 通達」）が 2018 年 1 月 15 日付けで発効した。科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN は、ベトナムの知的財産法の施行に関する詳細を定める政府決議 103/2006/NĐ-CP よりも下位の法規範文書に該当し、細則を定めている。科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN は 2010 年、2011 年、2013 年に 3 回改正されており、本稿で扱う 2016 通達は 4 回目の改正である。

【詳細及び留意点】

2016 通達では、約 50 か所にのぼる科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN の条文改正を行っているが、以下に特許に関する内容を抜粋して紹介する。

1. 拒絶理由通知への応答期間の拡大

方式審査段階の拒絶理由通知への応答期間は 2 か月に延長された（2016 通達で改正された 13.6-a）。また、実体審査における拒絶理由通知への応答期間は 3 か月に延長された（2016 通達で改正された 15.7-a-i）。さらに、これらの応答期間は請求により当初の応答期間と同じ長さで延長が可能である（2016 通達で改正された 9.2）。

また、不責事由による遅延救済のため、「不可抗力の出来事」あるいは「客観的障害」により応答できない期間は、証拠を示して請求した場合には応答期間として算入しないことを定めた。また、すでにベトナム国家知的財産庁が処分を行った場合には処分を撤回し、期間を徒過していないものとして改めて審査処理を行うことを定めた（2016 通達で改正された 9.4～9.6）。

2. PCT 国内移行期限

国内移行期限は国際出願日または優先日から 31 か月となった（2016 通達で改正された 27.5）。従来は追加費用の納付を条件として認められていた 6 か月の延長期間は認められない。上記期限までにベトナム語翻訳文が必要となることに注意が必要である。

3. 審査請求期限

発明特許出願の場合には出願日または優先日から 42 か月以内に、実用新案特許出願の場合には出願日または優先日から 36 か月以内に、出願人またはいかなる第三者も審査請求をすることができる（2016 通達で改正された 25.1.a(ii)）。

改正後は、「不可抗力の出来事」あるいは「客観的障害」を理由とする上記期限からの 6 か月の延長は認められているが、従来よりも延長理由が限定されるため、注意が必要である。

4. 用途発明に関する整理

2016 通達で改正された 25.5.d(i)は、以下のとおり規定されている。保護を求め対象物の機能および効用は本質的な技術的特徴ではない、と規定されていることから用途発明を認めない方向にあると思われるが、中段に示すとおり、実施可能要件を満たす表現であれば機能的特徴で表すことができる、という議論の余地ある条文があることに注意が必要である。

25.5.d(i)

技術的解決手段の本質的な特徴は、物体の構造（構成物、アセンブリ、結合・・・）または物質の構造（成分（存在、比率）、要素の状態・・・）に関する特徴であってもよく、他の本質的な特徴とともに、物体の性質（内容）を決定するために必要かつ十分な構成を示す。

上記の本質的な技術的特徴は、製品の構造または構造における一つの要素の技術的機能（機能的特徴と呼ばれる）の形式で表現することができるが、ただし、そのような表現は、当該分野の平均的な専門家が、創造性なしに通常の条件下でその機能を実行するための技術的手段または技術的方法を容易に理解することができるのに十分であることを条件とする。

保護を求める対象物の機能および効用は本質的な技術的特徴ではなく、その保護対象の目的および結果である場合もある。

なお、上記の条文和訳は本稿の理解を容易にするための仮訳であり、原文をもとに現地専門家の見解を得て具体的な判断を行うことをお勧めする。

5. 拒絶査定不服審判と、査定後の新規資料の提出手続との関係について

ベトナム国家知的財産庁の処分への不服申立に関し、対象となる決定等の範囲が明確化された（2016 通達で改正された 22.1）。さらに、出願の補正や審査段階で提出されなかった新規資料などは、拒絶査定不服審判では検討の対象外となることが規定された（同 22.1（c））。

また、2016 通達で改正された 15.7(b)の第二段落において、「新規資料（審査段階で検討されていない）であって審査結果に影響を与えうるもの」を出願人が提出した場合には、拒絶査定を取り消して、審査を再開すると規定している。ただし、何がここでいう「新規資料」に該当しうるのかといった詳細な規定はないこと、拒絶査定を受けてからいつまでそのような提出が可能なのか規定されていないこと、常にそのような新規資料の提出が可能であれば権利関係の安定性に疑問もあること、といった検討すべき課題もある。

【ソース】

- ・ 科学技術省通達 16/2016/TT-BKHCHN
- ・ 科学技術省通達 05/2013/TT-BKHCHN
- ・ 科学技術省通達 18/2011/TT-BKHCHN
- ・ 科学技術省通達 13/2010/TT-BKHCHN
- ・ 科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN
- ・ ベトナム知的財産法施行令 (Decree No.103/2006/ND-CP) の適用に関する省令 (Circular No.01/2007/TT-KHCHN) を改正する省令 (Circular No.16/2016/TT-BKHCHN) の公表 (ジェトロ・バンコク事務所)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2017/vn/20171204.pdf

- ・ ベトナム産業財産権に関する省令第 16/2016/TT-BKHCHN 号 (2018 年 1 月 15 日施行)

<https://www.most.gov.vn/vn/Pages/ChiTietVanBan.aspx?vID=28856&TypeVB=1>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)